### (参考資料6)

## 第27回政策評価に関する有識者会議(持ち回り開催)におけるご意見への対応状況

総数:94 対応:46(48.9%)、今後検討:22(23.4%)、対応困難:20(21.3%)、事実関係の照会等:6(6.4%)

#### 【A】対応 46

類型	施策番号	項目数	主な対応内容
A1	全体的な記載ルールの変更	1	政策評価実施要領の改正
A2	令和2年度事前分析表の修正	26	測定指標の追加、記載の追記等
А3	既存施策目標の範疇で対応	17	他の施策目標において該当する記載や指標設定済み 等
A4	その他	2	令和3年度に行う実績評価の際に対応 等

 【B】今後検討
 22
 現時点の検討状況は別紙のとおり

 【C】対応困難
 20

 【D】事実関係の照会等
 6

# 「今後検討」とした項目の検討状況

## 【B】「今後検討」とした項目

番号	施策番号		指摘事項(概要)		現時点での検討状況
	B 1  B 2  I - 1 - 1  B 3 B 4  B 5	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	女性医師の就業の推進に関して、測定指標として、就業女性医師数だけでなく、女性医師の就業率を指標としてはどうか。	劫依	女性医師就業率については、以下の方法で現在算出しており今後使用予定。
B 1					就業率=生残率 × (業務の種別が「無職」「不詳」以外の届出者数/全届出者数) (生残率=登録後年数別の届出者数/医籍登録者数)
B 2			医師の働き方改革の推進に関して、長時間労働の背景とり副業・兼 業も含めた労務時間管理の重要性を課題として記載すべき。	引き続き検討	引き続き、「医師の働き方改革の推進に関する検討会」での検討を進める。
			「医師の働き方改革の推進に関する検討会」での検討状況も踏ま え、医師の労務時間管理に関する適切なアウトカム指標を設置すべ き。		※ 同検討会は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、開催を当面控えているところであるが、医師への上限規制適用開始(2024年4月)間に合うよう議論を進めて行く予定。
B 5			施策概要のうち、一部記述が不十分であり、今後評価を行うことが 困難となるため、記載を充実させるべき。	引き続き検討	当該施策目標の評価を行う令和3年7月に検討する。
B 6	I-3-1	医療情報化の体制整備の普及を推進すること	目標としている「保健医療分野における情報連携の推進」に関して データベース作成のため標準化を進める必要がある。 また、患者本人が電子カルテの記載内容を確認できる仕組みが必 要。	引き続き検討	電子カルテの標準化については、厚生労働省標準規格の実装を進めていくこととしており、今年中を目途に工程を具体化し、今年度中に標準化のための具体的な方策について結論を得ることとしている。 電子カルテ情報を確認できる仕組みについても、今年中を目途にデータヘルス改革に関する工程を具体化することとしている。
B 7 B 8			課題として記載している「標準的な規格に基づいた相互運用性の確保」に対応する指標として、電子カルテ・レセプトのうち標準的な 規格に基づいている割合を記載すべき。	引き続き検討	医療情報化支援基金を活用して、電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等の導入支援を行うこととしているが、補助対象となる「国の指定する標準規格」については、「標準的医療情報システムに関する検討会」で取りまとめられた報告書(令和元年11月29日)を踏まえ、有識者の意見を伺いつつ検討しており、今年中を目途に工程を具体化し、今年度中に標準化のための具体的な方策について結論を得ることとしている。このため、現時点で測定指標を設定することは困難であるが、補助要件が決定され次第、測定指標の設定について検討したい。
В9	I-6-3	医薬品の適正使用を推進すること	薬剤師が患者の薬剤使用状況を把握しやすくするために、医師が処 方箋に病名を記載することを原則としてはどうか。	引き続き検討	薬剤師が疾患名等を把握するということが重要であるものの、患者の疾患名等については、告知を 望まない患者にも自身の疾患名を明かすことにつながるというような懸念、課題もあるため、慎重 に検討する必要がある。
B 1 0			同じ効能のOTC薬が存在する場合は、処方薬ではなくOTC薬を利用を促すような制度上の工夫が必要ではないか。	引き続き検討	· ご指摘も踏まえ、どのような制度がありうるかも含め今後検討する。
B 1 1			(他施策目標にも共通するが)事前分析表において「達成手段」と して記載されている各種予算事業以外に他の達成手段がある場合 (診療報酬改定など)には、その他の手段についても参考として記載してはどうか。	対応	達成手段として、予算事業以外に特に記載の必要があるものについて記載するよう、各局に指示を した。
B 1 2 B 1 3 B 1 4	IV-1-1 IV-3-1	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること 長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること	自営型テレワークは施策目標IV-1-1に記載され、雇用型テレワークは施策目標IV-3-1に記載されているが、政策目的として共通する部分を含むため、達成目標や測定指標を共有するよう、整理統合	対応困難	IV-1-1、IV-3-1はいずれも多様で柔軟な働き方の実現に資するものではあるが、以下のとおり、それぞれ施策の対象や目的が異なるものであるため、施策目標や達成目標を統一にすることは困難。  【IV-1-1】 雇用関係によらない働き方である自営型テレワークや雇用類似の働き方について、ガイドラインの周知や相談支援等により就業環境の整備を図るもの  【IV-3-1】 企業等に雇用される労働者のテレワークの実施に当たり、企業等において適切な労務管理を行うことで良質なテレワークの普及促進を図るもの
B 1 5	IV-2-1	非正規雇用労働者(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者)の雇用の安定 及び人材の育成・待遇の改善を図ること	ん、「心泉の似女」と「心泉天境のための自泉・詠起」に、问一力 	対応	令和2年度事前分析表において、同一労働同一賃金に関する達成目標や測定指標等を記載する。

B 1 6	IV-3-1	長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促 進等により、ワーク・ライフ・バランス の観点から多様で柔軟な働き方を実現す ること	│「客観的な労働時間把握」や「しわ寄せ防止」など、働き方改革の │	引き続き検討	引き続き、現在定めている目標値の達成状況を踏まえ、関係審議会等において、議論をすることとしている。
B 1 7	V — 5 — 1 VI — 1 — 1 VII — 1 — 1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること 多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化するとともでは、地域共生社会の表現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	るの方がある。具体的地域についても重複して学りでもよいのでは、一つないか。		政策体系の策定及び評価書の作成単位を考えるに当たって、対象者が同一であるかに着目して分類 することについては、第5期基本計画策定時に政策体系の見直しをする際に検討することとした い。
B 1 8 B 1 9	V — 5 — 1	求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給 付金の支給等を通じ、雇用保険を受給で きない求職者の就職を支援すること	求職者支援訓練の受講者について、訓練後の就職率だけでなく、雇用継続の観点から職場定着率等の指標を追加すべき。	引き続き検討	一般的に労働者が離職する理由は様々であり、訓練受講者が一定程度の期間勤務した後に離職する理由も様々であると考えられるため、訓練により必要な能力が身につけられなかったことによる能力のミスマッチが原因でないことも考えられる。  このため、今後、訓練受講者の中長期的な離職状況等をサンプル調査し、離職理由と訓練効果との関係性等を分析した上で、「訓練修了後の定着率」が測定指標として適当であるか判断したいと考えている。 以上の調査・分析は、新型コロナウイルス感染症の影響により雇用失業情勢が流動的なため、今後の状況を見据えて実施時期を検討する予定としている。
B 2 0	VI — 1 — 1	多様な職業能力開発の機会を確保し、生 - 1 - 1 産性の向上に向けた人材育成を強化する こと	「施策の概要」、「背景・課題」及び「達成目標」において、中高 年齢層向けの訓練の提供をはじめとする施策を記載するとともに、 実施する訓練の目標値と実績などの指標を追加すべき。	A/I PL.	令和2年度事前分析表において、中高年齢層向けの生産性向上支援訓練の受講者数を測定指標とし て追加する。
B 2 1			ジョブカードと建設キャリアアップシステムは連携を図って、建設 技能者のキャリア形成に役立てるものであるため、ジョブカードの 取得者数とともに、建設キャリアアップシステムの登録者数につい て参照できるようにすべき。	対応困難	建設キャリアアップシステムの登録者数を参照できるようにすることが、ジョブ・カードの取得者数の増加に向けた検証に資するとは言い難いため、対応は困難である。 なお、両制度の連携については、その取組について注視しつつ、必要に応じて連携を進めていきたいと考える。
B 2 2			技能実習制度適正化の観点から、監督指導を行った結果、是正された件数(指標の目標値)は100%を目指すべき。	対応困難	機構の改善指導は、実習実施者や監理団体の自主的な改善取組を促すものであり、是正に長期間要するものもある。このため、指標の評価期間中に是正を確認できない場合も想定されることから、令和2年度においても令和元年度同様の目標値を設定する。なお、当該指標について、令和2年度第1回社会復帰促進等事業検討会においては特段の指摘はなかった。